

廃棄物海洋投入処分許可申請書

勢農第7187号
平成30年2月23日

環境大臣 中川雅治 殿

申請者

住所 三重県津市広明町13

氏名 三重県知事 鈴木 英敬

(法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 の規定により、船舶からの
第18条の2第1項 海洋施設
廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：大淀漁港の港内浚渫によって発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合するもの。（詳細は別紙-1のとおり。）	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に 関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	2018年4月1日～2019年8月31日
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 23,900m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	2018年4月1日～2019年3月31日：20,000m ³ 2019年4月1日～2019年8月31日：3,900m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定するIV海域内のうち、以下の点を中心にした半径1,000mの円に囲まれた範囲の海域 北緯34°00'54.0" 東経137°24'37.8" (詳細は別紙-2のとおり)
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法で実施する。航行中に排出しない。 (詳細は別紙-3のとおり)
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4のとおり
	監視の頻度	別紙-4のとおり

備考

1 ※の欄は記載しないこと。

2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本工業規格)

